

# 申請書提出期日 一覧

## ◆ 登録事項の変更

### ・ 登録事項の変更(建築士法第23条の5)

建築士事務所の開設者は、次の事項について変更があった場合は、2週間以内に変更届を提出しなければなりません。

1. 建築士事務所の名称及び所在地
2. 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)の氏名
3. 管理建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

### ・ 所属建築士の変更(建築士法第23条の5第2項)

建築士事務所の開設者は、建築士事務所に所属する建築士に変更があった場合は、3ヶ月以内に変更届を提出しなければなりません。

1. 建築士の氏名及び一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、及び登録番号

[ 例 ]

- 入社・異動(配属・転属?)・退社 等
- 資格の変更が生じた場合 (二級建築士 ⇒ 一級建築士へ 等)
- 建築士免許証の姓や名を変更した場合
- 設計・工事監理等の業務を行わなくなった場合

## ◆ 登録の更新(建築士法第23条・23条の2・規則第19条・第20条)

建築士事務所としての登録の有効期間は、5年間です。引き続き建築士事務所として業務を行なう場合は、有効期間満了日の30日前までに更新申請をしなければなりません。

## ◆ 廃業等の届出(建築士法第23条の7)

次のいずれかに該当することとなったときは、当該事項に定める者は、その日(2.の場合はその事実を知った日)から30日以内に廃業等の届出しなければなりません。

1. 建築士事務所の廃止 … 開設者であった者
2. 開設者の死亡 … その相続人
3. 破産手続開始の決定 … その破産管財人
4. 法人が合併による解散 … その法人を代表する役員であった者
5. 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由による解散 … その精算人

## ◆ 設計等の業務に関する報告書(建築士法第23条の6)

事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三カ月以内に提出しなければならない。

- 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要
- 当該建築士事務所に属する建築士の氏名
- 所属建築士の当該事業年度における業務の実績(当該建築士事務所におけるものに限る。)

更新手続き		有効期間満了日の30日前まで	
変更事項	個人	事務所の名称	
		事務所の所在地	
	法人	事務所の名称	
		事務所の所在地	
		開設者	名称
			代表者名(申請者)
			開設者の所在地
役員の氏名及び役員			
管理建築士		2週間以内	
所属建築士			
3ヶ月以内			
廃業等の届出		廃業日から30日以内	
設計等の業務に関する報告書		毎事業年度経過後3ヶ月以内	